

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

反訴原告(本訴被告) 村中 璃子

反訴被告(本訴原告) 池田 修一

反 訴 状

平成29年4月27日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

〒534-0025

大阪市都島区片町2丁目8番14号 大阪城北詰藤本ビル

藤本法律特許事務所(送達場所)

反訴原告村中璃子訴訟代理人 弁護士 藤 本 英 二



電 話 06-6352-5169

ファックス 06-6352-7629

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

第1 反訴請求の趣旨

1 反訴原告が執筆した別紙記事目録記載（1）ないし（5）の各記事に関し、反訴原告の反訴被告に対する名誉毀損による損害賠償債務の存在しないことを確認する

2 訴訟費用は反訴被告の負担とする
との判決を求める。

第2 反訴請求の原因

1 反訴原告村中璃子による各記事の執筆

反訴原告村中璃子は、反訴被告池田修一が研究代表者を務める「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」に関し、科学的な観点から、当該研究内容を論評する以下の（1）ないし（5）の一連の記事を執筆した。

（1）雑誌Wedge記事「子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」（平成28年7月号）（以下「本件雑誌記事」という。）

（2）平成28年3月24日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチンと遺伝子池田班のミスリード 利用される日本の科学報道（前篇）」（以下「本件ウェブ記事（前篇）」という。）

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6418>

（3）平成28年3月29日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン「脳障害」に根拠なし 誤報の震源は医学部長 利用される日本の科学報道（中篇）」（以下「本件ウェブ記事（中篇）」という。）

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6421>

(4) 平成28年6月17日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン薬害研究班に捏造行為が発覚 利用される日本の科学報道 (後篇)」(以下「本件ウェブ記事 (後篇)」という。)

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/7080>

(5) 平成28年6月23日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン研究班が捏造 厚労省、信州大は調査委設置を 利用される日本の科学報道 (続編)」(以下「本件ウェブ記事 (続篇)」という。)

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/7124>

2 反訴被告池田修一による名誉毀損訴訟の提起

平成28年8月17日、反訴被告池田修一は、上記1(1)ないし(5)の記事中、以下の記載部分が名誉毀損であるとして、反訴原告村中璃子に対し、名誉毀損による損害賠償等請求訴訟を提起した。

(1) 本件雑誌記事のうち、以下の部分

「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」

「研究者たちはいったい何に駆られたのか」「子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」(タイトル部分)

「3ヶ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち—これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」

(2) 本件ウェブ記事(続篇)のうち、以下の部分

「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」

「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」(タイトル部分)

「これは「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」と言うために造られた実験であり、“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」

3 反訴原告は、反訴被告に対し、上記1(1)ないし(5)の一連の記事に関し、上記2(1)(2)記載の部分以外の記事は名誉毀損の対象とするのか、釈明を求めた(平成28年12月6日付け求釈明書(1))。

これに対し、平成28年12月22日、反訴被告は、反訴原告に対し、「本件訴訟において、今のところ、訴状記載の請求原因事実以外に、請求原因を追加する予定はありません。」とFAXで回答し、今後請求原因を追加する可能性を留保したが、平成29年4月11日の期日において、訴状記載の請求原因事実以外に、本件雑誌記事の42頁4段目の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記載に関し、請求原因を追加する予定である旨陳述した。

上記1(1)ないし(5)の一連の記事に関し、反訴被告に対する名誉毀損が成立するものではなく、反訴原告が反訴被告に対して損害賠償債務を負うことはない。

しかしながら、反訴被告は反訴原告に対する名誉毀損訴訟(本訴)を提起しているのみならず、上記1(1)ないし(5)の一連の記事に関し、平成29年4月11日の期日において、訴状記載の請求原因事実以外に、請求原因を追加する予定である旨陳述しているように、今後請求原因が追加される危険が現に存在している。

反訴原告としては、上記1(1)ないし(5)の一連の記事に関し、紛争の一回的解決の観点から、反訴被告に対する名誉毀損が成立するものではないことの確認

を求める利益を有する。

4 よって、反訴原告は、反訴原告が執筆した別紙記事目録記載（1）ないし（5）の各記事に関し、反訴原告の反訴被告に対する名誉毀損による損害賠償債務の存在しないことの確認を求める。

以 上

附属書類

1 反訴状副本 1通

記事目録

(1) 雑誌Wedge記事「子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」(平成28年7月号)

ただし、以下の部分を除く。

「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」

「研究者たちはいったい何に駆られたのか」「子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」(タイトル部分)

「3ヶ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち—これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」

(2) 平成28年3月24日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチンと遺伝子池田班のミスリード 利用される日本の科学報道 (前篇)」

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6418>

(3) 平成28年3月29日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン「脳障害」に根拠なし 誤報の震源は医学部長 利用される日本の科学報道 (中篇)」

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6421>

(4) 平成28年6月17日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン薬害研究班に捏造行為が発覚 利用される日本の科学報道 (後篇)」

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/7080>

(5) 平成28年6月23日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン研究班が捏造 厚労省、信州大は調査委設置を 利用される日本の科学報道 (続編)」

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/7124>

ただし、以下の部分を除く。

「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」

「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」(タイトル部分)

「これは「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」というために造られた実験であり、“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」